『教育行政の政治学』の課題と視角

―『教育行政の政治学―教育委員会制度の改革と実態に関する実証的研究』の書評への応答を通じて―

村上　祐介

Research agenda and analytical framework on politics of education: Reply to the comments on "Political Science of Educational Administration in Japan"

Yusuke MURAKAMI

目　次

Ⅰ．はじめに
Ⅱ．河野和清氏の書評にお応えして
Ⅲ．伊藤正次氏の書評にお応えして
Ⅳ．堀和郎氏の書評にお応えして
Ⅴ．おわりに

Ⅰ　はじめに

本論は，2011 年 2 月に公刊した拙著『教育行政の政治学―教育委員会制度の改革と実態に関する実証的研究―』（木鐸社刊）への書評３本に対して，筆者からの応答を行うことがその目的である。また，その議論を手かがりとして教育行政の政治学的分析の在り方について考察を行うこともねらいとしている。

本書は筆者の博士論文（2009 年 2 月学位取得）を加筆修正したものである。幸いなことに，拙著の刊行後複数の学会誌等で書評を頂き，また，2011 年 10 月には日本教育行政学会賞を受賞した。

書評に関しては，筆者の知る限り，2012 年 7 月までに４つの学会誌で書評として取り上げられた。そのうち雪丸武彦氏の書評（日本教育制度学会編『教育制度学研究』第 18 号，2011 年 11 月）については，同誌の中で筆者（村上）による応答が掲載されている。本論では，その後に公表された書評を対象とする。具体的には，河野和清氏（日本教育学会編『教育学研究』第 79 巻第 1 号，2012 年 3 月），伊藤正次氏（日本行政学会編『年報行政研究』第 47 号，2012 年 5 月），堀和郎氏（『日本教育政策学会年報』第 19 号，2012 年 7 月）の三氏による書評に対する筆者の見解を述べる。

河野氏，伊藤氏，堀氏のいずれも，教育行政学や行政学で優れた業績を挙げている研究者であり，彼らの研究からは筆者自身も多くを学んでいる。お忙しい中で，拙著に対して真摯な書評を賜ったことにこの場を借りて感謝の意を申し上げたい。また，学会誌以外では『図書新聞』（2011 年 7 月 16 日付）で植田隆氏による書評が掲載されている。これは図書紹介という位置づけに近いため本論では直接言及しないが，拙著を取り上げて頂いたことにお礼を申し上げたい。

以下本論では，書評が刊行された順に沿って河野氏，伊藤氏，堀氏の書評の概要を紹介し，それに対する筆者の応答を述べることとしたい。

Ⅱ　河野和清氏の書評にお応えして

まず，河野氏の書評の概要を紹介したい。書評では，本書の概要に続いてその意義として次の２点を挙げている。第１に，本書では教育行政は他の行政領域に比べて集権性や縦割り性が強いわけではないこと，教育

委員会制度が存続した理由として，文部省や教育下位政府の利益だけでなく自治省や地方六団体といった地方自治下位政府にとっても政治的メリットがあったことを明らかにした点で，これまでの通説的見解とは異なる新しい知見を提示していることである。また，これは近年の教育委員会制度改革の論議や教育行政の特質を考えるうえで一石を投じるだろうと述べている。第２に，方法論的には，教育行政と他の行政領域との比較という教育行政研究では稀な手法を用いており，また，行政学での合理的選択制度論等を用いて戦後日本の教育行政の特質を明らかにしようとしている点で，教育行政学と行政学との対話を促すものであると述べている。また，仮説―検証型の社会科学方法論に忠実で手堅い実証的研究であるとしている。

他方で河野氏は，本書に関して以下のような問題点も指摘している。

第１に，法制度的には教育委員会は行政委員会として相対的独立性を保っている以上，総合行政モデルとして捉えるのは多少違和感を覚えると述べ，必ずしも適切な言葉ではないが，連携（相互交渉）モデルといった方が実態に近いのではないかと述べている。さらに，教育委員会制度を総合行政モデルと認識した場合，戦後の教育行政改革の原理となってきた一般行政からの独立はどうあるべきと理解されるのであろうか，との疑問を提示している。

第２に，制度の機能不全や首長の政策選好の影響は軽視されるべきではなく，合理的選択論は，政策選択の説明モデルとしてはやや消極的ではないかと述べている。環境の変化と課題に迅速に対応すべく，政治・行政リーダーの主体的な政策の創造と選択が行われるところに，政策の政策行動の本質があると考えられるのではないかと指摘している。

第３に，一書で取り扱う研究の範囲を超える課題であると断った上で，教育委員会制度改革などは，利害が他の行政領域にも及ぶため，政策形成・決定過程において一般行政との交渉・調整等が必然的に強まることが予想される領域であること，したがって，教育下位政府の影響が大きいと思われる教育課程行政・指導行政などの諸領域や，学校レベルを含めた分析，さらに教育改革への教員団体の影響なども考慮に入れる必要があるのではないかと述べている。

河野氏が挙げた本書の問題点には頷ける部分もある。たとえば，総合行政モデルというよりも連携（相互交渉）モデルというべき実態がある，との指摘は，実は筆者自身も別の表現を用いていたことがある。たとえば，本書の基となった筆者の博士論文では「総合行政モデル」ではなく，「総合調整型教育行政モデル」という表現であった。本書をまとめるにあたっては「相互調整モデル」がふさわしいのではないかとも考えたこともある。最終的には，教育行政の縦割り性は決して強いわけではなく，相当程度首長の下に統合されているというニュアンスを含めて「総合行政モデル」とした。「縦割り集権モデル」との対比の意味を込めてこうした名称を用いたのであるが，行政委員会制度としての教育委員会制度が存在する以上，「総合行政」は強すぎる表現ではないかとの指摘はありうる。従来の理解との相違点をどの程度強調するかによって別の表現もありうるかもしれない。なぜ「総合行政モデル」という表現を用いるのかについては，本書の中でより明確に説明をしておくべきであった。

また，本書は実証分析を通じて教育行政の動態への理解を深めることを目的としているため，一般行政からの独立はどうあるべきと理解されるのかといった規範的な議論についてはあまり触れていない。

筆者による実証分析の結果からみれば、戦後教育行政改革の原理として語られる教育行政の一般行政からの独立性と現状との距離は、やはり遠いといわざるをえない。戦後の教育行政改革の原理は教育を一般政治・行政から切り離すことを主眼に置いているが，そうした観点から見ると現状は首長の影響力が大きいといわざるをえないためである。

ただし筆者は，そのことが望ましくないと考えているわけではない。教育区（学区）が一般の行政区とは別になっていない場合には，公選された首長の影響力をある程度担保しておくことが，円滑な教育政策の立案・実施にとって利するところも多いためである。一般行政からの独立性は，完全なる独立か首長への統合かという二者択一ではなく，その中間に様々なバリエーションがあり，そのどこかで政治と教育の抑制と均衡を図るという考え方はあってよいのではないかと思われる。

河野氏が指摘した第３の点については前述の雪丸氏の書評でも事例選択の妥当性という観点から指摘された内容である。つまり，教委制度改革の政治過程や教

育長人事の事例で教育行政領域の特質を推論できるのか，という論点である。この点については本書の最後で，教育の専門性がより必要とされる領域を検討することを今後の課題として挙げている。また，雪丸氏の書評に対する応答の中では，リサーチ・デザイン上，教育委員会制度による効果と教育の専門性による効果を見分けるためには本書の事例がむしろ望ましいとも述べた（前掲『教育制度学研究』）。ただ，そこで筆者が述べたように，本来はやはり教育長人事のような教育の専門性がそれほど影響しない政策と，教育課程のように教育の専門性が強い政策の両方を本書の中で分析対象とすることで，より説得的な結論を提示すべきであった。なぜなら，もし後者（教育課程）の政策が前者（教育長人事）に比べて強い集権性・縦割り性を有しているのであれば，同じように教育委員会制度を採る領域でそのような違いがなぜ生じているのかという問いを明らかにできるからである。筆者は，教育委員会制度の存在よりも，当該政策における必要とする専門性の程度や専門職集団の影響力が集権性や縦割り性の強弱に相当作用しているのではないか，と考えているが，もちろん本書でこのことを実証できているわけではなく，残された研究課題となっている。

なお，教員団体の影響力の強さについては教職員組合の影響力の強さなどに関して様々な意見がある。ただ，本書で行った首長への質問紙調査では，校長会や教職員組合の影響力認知はきわめて小さかった。教員団体に対する一般的な印象と首長の影響力認知がこれほどまでに大きく異なるのはなぜなのかは非常に興味深い問いであるが，これも現時点では不明な点が多く，今後検討すべき課題である。

最後に河野氏の指摘の第２の点については，筆者自身は制度の機能不全や首長の政策選好の影響は軽視しているわけではなく，それを考慮してもなお，首長を取り巻く政治的環境が政策選好を強く規定していることを本書で主張した。実証分析でも，制度の機能不全や首長の政策選好を変数として加えている。

ただ，河野氏の指摘はおそらく，合理的選択制度論を理論的前提に置いていること自体への違和感であるように思われる。河野氏自身が明確に述べているわけではないが，たとえば首長は理念（アイディア）や自らのイデオロギーによって主体的に政策を創造し選択している可能性もあるのかもしれない。制度を分析対象とする際には合理的選択の他にも歴史的な経緯を重視する考え方や，アクターのアイディアやイデオロギーを重視する理論などがあるが，そのうちのどの理論を分析枠組として採用するかは研究者の主観による部分が大きい。しかし，政治学でもなぜ他の理論よりもある理論が当該事例の分析枠組として適切であるのかに関しては，当該研究の中であまり説明されないことが多いように思われる。本書でも述べているが，筆者は，行政組織の独立性に関する研究の多くが合理的選択制度論に依っていることからこの理論を選択した。それは妥当な判断であったとも思うが，なぜ歴史やアイディアではなく合理的選択なのかを読者に納得してもらうために，もう少し丁寧に説明を加えるべきであった。

Ⅲ　伊藤正次氏の書評にお応えして

伊藤氏の書評は教育行政学ではなく行政学の学術雑誌に掲載されており，したがって読者としては主として行政学者を想定している。そこでは本書の特徴として，リサーチ・デザインが明快であること，過程追跡や事例分析，計量分析といった多彩な方法を用いており，教育行政学のみならず行政学・政治学における実証研究の進展に貢献するものであると評価している。また，本書は，文部省（文科省）統制の存在と教育政策共同体の閉鎖性という既存研究の暗黙の前提を打ち破る斬新な視点を提供しており，教育行政研究におけるパラダイム転換をもたらす起爆力を備えていると述べている。

一方で伊藤氏は，本書の理論的・実践的インプリケーションは，おそらくは著者の意図を超えたところで理解される可能性があるとして，次の２点に言及している。一つは，自治体内部において教育行政は他の行政領域と同様に位置づけられるという本書の結論からすれば，行政委員会制度としての教育委員会制度が自治体政治行政過程に与える効果は否定される。理論的には，本書は「制度は重要ではない」ことを論証したことになると述べる。そのうえで，本書が合理的選択制度論に依拠し，教育委員会制度存続の理由を「制度」がもたらすメリットに求めたことの整合性はどのように保たれるのであろうか，との疑問を発している。

もう一つもこの指摘と関連するが，「制度は重要では

ない」とするならば，教育委員会制度改革の制度設計に対する本書の実践的インプリケーションは限定されるのではないかとも述べている。本書の立場からは，「縦割り集権モデル」に依拠する制度改革論に対して実証的根拠を求め，冷静な議論を呼びかけることはできるものの，「制度は重要ではない」のであるから，具体的な制度改革論をポジティブに打ち出すことはできないように思われる，と本書の限界に言及している。

伊藤氏による批判は本書の内容やねらいにとっても鋭い指摘を含んでいる。概して言えば，教育委員会制度の存在による効果を否定するのであれば，制度は重要でないということになるが，それは本書の理論的主張との矛盾や実践的な含意を著しく限定する帰結をもたらしているのではないかということである。

筆者は，教委制度が教育行政の縦割り性や集権性にもたらす効果は小さいと主張したが，しかし結論を先に述べるならば，「制度が重要ではない」とは必ずしも考えていない。

また，伊藤氏は書評の中で「制度改革論へのコミットメントは著者の関心の外にあるのかもしれない」と述べているが，筆者としては，後の堀氏への応答でも触れるように現実の制度改革への含意を無視して本書の議論を展開しているわけではない。

まず，「制度が重要ではない」という指摘に対しては，次のような可能性を述べることができる。

第１に，教育行政領域において教委制度が重要ではないわけではなく，むしろ制度が存在しているがゆえに，首長の影響力は他の行政領域と同程度にとどまっている可能性があるのではないか。教育行政は自治体行政全体に占める予算・人員の比重も高いうえに，学齢期の児童生徒やその保護者にとっては直接的な影響が大きい政策領域である。教育行政の範囲は教育課程・教科書の決定や公務員の多くを占める教員の任命・異動・昇進など，その権限は広範である。加えて，現在のみならず将来の住民に与える影響も大きい。自治体行政に占める規模が大きい領域であるがゆえに，これを全て首長の権限にした際の影響力は他の行政領域での影響力に比べても強くなることは考えられる（これは警察も同様であろう）。

実際の事例を念頭に置いて考えてみるならば，都道府県や政令市（たとえば東京都や横浜市）において首長の交代が高等教育（公立大学）に与える影響は、時としてかなり大きいように思われる。あるいは教育以外の他の行政領域に比べても，高等教育は首長の交代による影響をより受けやすいと見ることができるかもしれない。もちろん以上の点は現時点では仮説に過ぎず，実証研究による検証を経る必要がある。

次に伊藤氏が指摘する理論的整合性について述べるならば，首長は教育長の人事や予算編成，中長期計画などを通じて，教委制度の下でも影響力は潜在的ではあるが他の行政領域と同程度には確保できていた。ただ，かつての首長は教育行政に関与することはリスクがあり，政策決定や実施を教育長に委ねていたため，首長の影響力は教育長人事などの事例を除いては潜在的であることが多く観察しづらかった。逆にそれゆえに，教委制度の存在は首長にとって時に責任や非難を回避しながら影響力を担保できるしくみであったといえる。他方で現在ではそうした状況が変化しており，教育行政へのより強い影響力行使を望む首長からは教委廃止論や任意設置論が多く挙がるようになっている。以上に述べた意味で「制度は重要」なのであり，理論的整合性については特に問題は生じないように思われる。

確かに，教育行政の縦割り性・集権性が他の行政領域と同程度であることは，教委制度が重要ではないことの含意となりうる。しかし他方で，教委制度があるがゆえに縦割り性・集権性の程度が同等であって，教委制度がなければ他の行政領域よりも縦割り性・集権性が弱くなり，他の行政領域以上に首長に影響力が集中するという可能性もありうる。筆者の主張は，本書の知見から「制度が重要ではない」というインプリケーションをただちに導くことは早計であり，この点に関しては追加的な検証と裏付けが必要ということである。

第２に，仮に上記の仮説が否定され，教委制度があってもなくてもその縦割り性・集権性は変わらないという結論であったとしても，「（教委）制度が重要ではない」という知見は，あくまで教育行政の縦割り性・集権性に関する議論に限定される。教委制度の効果としては，たとえば政策の安定性・継続性にどの程度影響を与えているのかといった点も考えられる。これについては本書では残念ながら取り上げることができなかった。

しかし，教委制度の存在は縦割り性・集権性の強弱には影響はないが，政策の安定性・継続性といった別

の従属変数には作用しているということは十分に考えられる。そうであるならば，「(教委）制度は重要ではない」という結論とは異なる含意が導き出せる。すなわち，制度の効果としての従属変数は縦割り性・集権性の強弱だけでなく，その他にも重要な変数の存在がありうる。またその変数の存在が教委制度の機能に影響していることも考えられる。

もちろんそうであるならば，縦割り性・集権性だけでなく，そうした変数（たとえば政策の安定性・継続性)を取り上げるべきではないかとの批判はありうる。ただ本書では，誰もが前提としている通説的見解に対して経験的な反証を示すことが重要と考え，縦割り性・集権性の強弱に着目した。一方でそうした（従属）変数の選択によって本書の実践的な含意が見えにくくなった面は否定できない。

なお，後で触れる堀氏の書評でも伊藤氏と同様に，実践的なインプリケーションが見出しにくいことが述べられている。率直に筆者の感想を述べれば，一つには現状認識を検証するという本書の課題がどのような実践上の貢献をもたらすのかを明確に述べていなかったことは反省点である。もう一つは，前述の通り検証の余地は残っているが，少なくとも本書の結果が「制度が重要ではない」と受け止められかねない知見になっていることについては，そうとは限らないことを本書の中で説明しておくべきであった。

伊藤氏の議論は，本書の枠組がもたらす問題点と限界を指摘した点で重要である。これまで述べたように，筆者は必ずしも「制度が重要ではない」とは考えていないが，この点に関しては経験的な証拠による検証と議論が必要である。また実践的なインプリケーションも実際には意図していたのであるが，この点に関する説明が不足していたことはやはり否めない。なおこの点に関しては，後ほど再度言及したい。

Ⅳ　堀和郎氏の書評にお応えして

堀氏の書評では，内容的側面と方法論的側面のそれぞれについてまず本書の意義が述べられている。まず内容的な意義については，縦割り・集権性が強いというわが国の教育行政に関する通説に対して経験的データによる挑戦を行い，通説（縦割り集権モデル）に対して総合行政モデルを新たに提起したことがあげられる。また，制度選択に地方政府の政治的要因が作用するという知見は注目に値すると評価している。さらに，本書はポレミーク（論争）の書であり，提示された結論をめぐる経験的証拠に基づく論議が活発になることを期待していると述べている。

方法論的意義としては，本書は経験科学に求められる方法論的多元主義を具体的に実践した実例としている。また，仮説演繹的な手法が用いられていること（本書第６章）を特に注目すべき点として挙げている。全体を通じて「理論」と「実証」に基づく科学的分析と，社会諸科学に開かれた教育行政研究への志向が徹底していることが本書の特徴であるとしている。

他方で堀氏は，次の２点について疑問を述べている（堀氏自身は「批判というよりは同じ領域を研究してきた著者への期待」と記している)。

第１に，本書の教委制度研究としての性格にかかわることである。一つは，教育長のリーダーシップや首長と教委，教委と学校の関係の動態といった教委制度の内部構造に切り込んだものではなく，教委制度をどうするのかの示唆はあまり得られていない。もう一つは，本書で明らかにしたような事象が教育行政にいかなる帰結をもたらしたのかという"So What Question"が立てられていない。たとえば，文部省出身と自治省出身の教育長とでは制度運用にどのような違いがあったのか，自治体教育行政における首長の影響力如何がもたらす帰結といった問題である。さらにいえば，本書で解明された要因は「操作可能（manupulatable)な要因」ではなく，それゆえにそれらの要因が制度の「改善」にどうつながるのか，その手掛かりにはなりにくいと指摘している。

第２は，「教育行政の政治学」という本書の位置づけである。堀氏は，筆者のスタンスが「教育行政の政治学」と教育学としての教育行政研究を区別していると論じている。そのうえで堀氏は，米国教育政治学の事例を参考に，教育行政の経営管理的側面に問題関心が偏ってきたことへの異議申し立てとして教育政治学が発展してきたこと，すなわち教育学としての教育行政研究の「革新」として「教育行政の政治学」が生成してきたのであって，決して政治学や行政学の一部ではないと述べる。堀氏は，本書が「宗像（誠也氏―引用者注）のいう『教育行政の社会学』が持つ問題関心と方法を現代的に表したもの」であるならば，教育学と

しての教育行政研究と区別される「教育行政の政治学」であってはならないと主張する。また，「教育行政の政治学」を志す者であれば，政治学のどの理論や方法が教育（行政）の現実を認識できるかを識別する「認識眼」と，教育行政の政治的動態とその教育への帰結に対して持続する問題意識を持つ研究者でなければならないとも述べている。

いずれの点も，教委制度研究や「教育行政の政治学」の本質的な在り方に関わる指摘であり，重要な論点である。

まず，教委制度の内部構造を分析していない点や，"So What Question"が立てられていないために，本書の知見が教委制度の「改善」に結びつきにくいのではないかとの疑問は一面ではその通りであると思う。実証的な研究を具体的かつ実現可能な政策提言につなげるためには，政策帰結を従属変数とすることが望ましく，かつ，独立変数には操作可能な要因を変数として取り上げる方が良いであろう。

ただ，堀氏の第１の疑問に答えるならば，本書は教委制度に関する具体的な改善方策を提示するというよりは，現状認識を問い直すことを通じて実践への貢献を志向する研究であると筆者は考えている。

つまり，本書の研究は教委制度をどうするのかという関心をもちろん有している。ただ，本書のねらいは具体的な改善方策を考えることよりは，むしろ制度改革や制度改善の前提となる現状認識の妥当性を問うことにあった。

具体的な制度改革を考えるにあたっては，何を変えるべきか，改革のポイントとすべき点はどこかを明らかにしたうえで，改善方策を析出することが求められる。すなわち，適切な改善方策を立てる前提として，そもそも変えるべき現状とはどのようなものなのかを正確に理解することが必要である。すなわち適切な現状認識は具体的な方策を考える上でのメタ的な基盤になるものである。しかし，これまでの教育委員会制度の改革論議は，体系的に現状を把握したうえでの議論には必ずしもなっていなかったように思われる。筆者の問題関心は，具体的改善方策を考えるうえでの前提である現状認識が経験的証拠に裏付けられたものになっておらず，この点に関する社会科学的な分析と通説の検証が必要ではないかという点にあった。

教委制度に関していえば，制度の存在によって教育行政の縦割り性・集権性が強まっていたとの認識は通説的であり，これまでの改革論議もこうした理解が議論の前提となっていたように思われる。しかし，この現状認識が妥当でなければ，具体的な改善方策が的を射ているものになる可能性は小さい。

実証的研究の方向性として，操作可能な要因に着目して具体的な改善方策を提示することは，政策研究の実践性を高める一つの在り方であることは筆者も否定しない。筆者自身，教員の超過勤務軽減に関してそのような研究を行ったこともある。一方で，具体的な改善方策を決める基盤として正確な現状理解を行うことも不可欠であり，これを提示することも社会科学の重要な役割の一つであると思う。それには操作可能かどうかを問わず何が重要な変数なのか，変数間の因果関係の有無と効果の大きさ，そして因果メカニズムを明らかにすることが求められる。

いずれのスタイルの研究が実際の政策形成に貢献しうるのかは，その時々の学術的・社会的・政治的文脈にも依存しており，必ずしも一意的には決まらないように思われる。確かに教委制度を取り巻く現状を鑑みるならば，現状は基礎研究よりも応用研究，すなわち可及的速やかに実行可能な具体的改善方策を提示することが社会的には求められているのかもしれない。このあたりは，学問上の貢献と実践への貢献のどちらによりウエイトを置くかという社会科学としての立ち位置にも関わってくる問題である。筆者は具体的な処方箋を出すよりも正確な診断を行うことが先決であると考えたのであるが，こうしたスタンスが果たして適切なのかはもちろん議論がありうるだろう。

次の堀氏の第２の指摘に関しては，教育を政治学的に分析するとはどのようなことか，という問いを考えるうえで示唆に富んでいる。先に筆者の応答を示すならば，堀氏が述べるように「教育行政をめぐる政治的現実が教育に対していかなる意味連関を持つか」という問いに答えることは，教育行政を政治学的に分析するうえで重要かつ不可欠であると考える。

そうした問題関心からみれば，本書は政治的動態が教育に与える影響というよりは，むしろ堀氏がいう「教育行政の中の政治力学の分析」に主眼があり，政治と教育の意味連関や政治が教育に与える帰結に対してさほど注意を払っていないことは認めざるをえない。

ただ，堀氏が念頭に置いている米国の教育政治学と

は異なり，日本では政治学者が教育を分析対象とすることはそれほど多くなく，本書のあとがきでも述べたように教育行政を政治学的に分析する研究は重要であるにも関わらず空白地帯になってきたのも事実である。したがって日本の場合には，本書のような政治学的な分析と，堀氏が言及しているような教育政治学的な分析の両方を教育行政学者が行ってもよいのではないかと筆者は考えている。

堀氏の書評を読んだ際に筆者が思い浮かべたのは，公共政策研究や政策科学のテキストにある「of の知識」と「in の知識」の区別である（秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉『公共政策学の基礎』有斐閣，2010 年）。of の知識とは政策過程に関する知識であり，政策領域を超えて共通するものである。他方で in の知識は政策の内容に関する知識も含まれており，当然ではあるが政策領域ごとにその内容は異なっている。

筆者の理解では，図の左半分すなわち①→②は主に of の知識が重要であるが，他方で図の右半分つまり②→③は in の知識がより必要となる分析である。堀氏がイメージする教育政治学は図の右半分の矢印，すなわち②→③の矢印を主に分析対象とすべきと考えているものと思われる。他方で本書は，主として図の左半分（①→②）に関心が向いており，右半分（②→③）はほとんど検討されていない。

図の左半分（①→②）は主に政治学の領域であり，教育学者が教育を政治学的に分析するのであれば図の右半分（②→③）の分析に独自性や強みを見出すべきとの堀氏の主張はごく自然であり，本来正統的な研究スタイルであると筆者も考える。ただ，先に述べた米国とは異なる日本特有の事情により，教育行政に関しては①→②の流れについても十分には明らかになっていない部分も多い。しかし，ここが明確でなければそもそも②の内容やその規定要因を正確に理解することは困難である。また，よく言われるように教育政策の効果を観察することは難しく，図の右半分すなわち②→③の矢印の内実を明らかにすることはきわめて困難な作業である。そうした理由もあって，本書では主に図の左半分の解明に焦点を当てた。

他方で，②→③への因果関係の所在やメカニズムを実証的に解明することは，教育（行政）の政治学的分析にとって極めて重要な課題であることは間違いない。最近の教育行政研究では個別の政策やテーマについて両者の因果関係，すなわち右半分の矢印を明らかにしようとする関心も強まっているように思われる。こうした②→③に関わる研究を積み重ねることに加えて，他の社会科学に開かれた教育学研究として隣接諸科学の研究者とも協同しながら，図の左半分を含めた①～③の全体像を明らかにしていくことが求められよう。

図　教育行政の政治学的分析の枠組

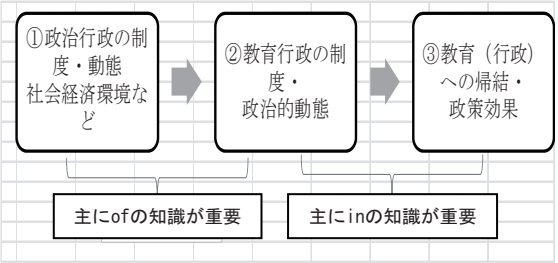

出典：筆者作成

V　おわりに

今回取り上げた書評を含めて，本書に関しては様々な方から貴重なコメントを頂いた。概していえば，方法論的な側面では多様な手法を用いていることなどを評価して頂いたが，内容的な側面では多くの疑問や批判があった。また，実践上のインプリケーションが見えづらいといった点などは複数の書評で指摘があり，いずれも筆者にとっては大変勉強になった。疑問や批判について一部は筆者の説明不足に由来するように思えたが，教育行政の政治学的分析の本質に関わる問題や，今後の検証に委ねている点もあり，本書に残された課題が多いことも実感した。

近年の教育学や政治学では学会誌が増加しており，査読論文や書評を掲載する媒体が増加している一方で，たとえば書評への応答など，誌上で相互の議論を行う機会は依然として少ない印象がある。現在ではインターネット上（ブログなど）で議論を行うことも一つの方法であるが，伝統的な媒体である学術雑誌や紀要で時間軸を超えてこうした機会を設けることの意味はなお大きいように思われる。本論はそうした相互の対話と議論を深める試みの一環である。本論を通じて，書評を通じた議論や対話の在り方，そして教育行政の政治学的分析の在り方を考える契機になれば幸いである。